

安全報告書

福島交通飯坂線

令和2年度

(令和元年10月～令和2年9月)



福島交通株式会社

1. 電車ご利用の皆さま及び沿線の皆さまへ

いつも飯坂線をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

また日頃より当社の鉄道事業に対しまして、ご理解とご協力をいただき、重ねてお礼申し上げます。

当社は、鉄道・バス事業者として安全第一の意識を持って、法令の遵守のもと輸送の安全確保に努めております。

本報告書は、鉄道事業法の規定に基づき、令和元年度の輸送の安全確保のための取り組みや安全の実態について公表するものです。今後とも「安全・安心」の輸送を目指してまいりますので、皆さまのご理解と積極的なご意見やご感想をお寄せいただければ幸いと存じます。

福島交通株式会社

代表取締役社長 武藤 泰典

2. 輸送の安全確保に関する基本的な考え方

(1)令和2年度の安全方針

当社の経営理念の第一は、安全の確保です。「安全方針」を次のように掲げ、全役職員に周知・徹底し、安全輸送に努めております。

安全方針 安全最優先と法令順守

私たちは、“安全はすべてに優先する”の理念のもと、法令を守り『公共交通回帰』を目指します。

福島交通株式会社

代表取締役社長 **武藤 泰典**

(2)令和2年度の安全目標

令和2年度は次の安全目標を掲げ、「無事故」の目標達成に向け取り組みました。

項 目	安 全 目 標
列車事故（衝突・脱線・火災）	乗客の死傷を伴う事故を発生させない。
人身障害事故	触車事故・車内事故を発生させない。
踏切障害事故	事故防止対策を徹底し事故を発生させない。

(3)安全目標に対する実績

安全目標に対する実績は下表のとおりでした。

事 故 種 別	令和2年度	令和元年度
列車事故（衝突・脱線・火災）	0	0
人身障害事故	0	0
踏切障害事故	0	1

3. 輸送の安全の実態

(1)鉄道運転事故

令和2年度は、鉄道運転事故は発生しませんでした。

(2)災害（地震・暴風雨などによる鉄道施設への運転被害）

令和2年度は、自然災害による鉄道施設への被害はありませんでした。

(3)インシデント（鉄道運転事故の兆候となるような事態）

令和2年度は、国土交通省への報告対象となるインシデントが1件発生しました。

(4)インシデントの概要

インシデント	発生日時	概 要
施設障害	令和2年1月17日 18時28分	美術館図書館前駅において、列車が上り線に進入すべきところ、下り線に進入し非常停止した。

(5)インシデントの原因

当該現場にある、転てつ器先端の左右レールを固定している転てつ棒が疲労破断し、正常なレールの切り替えが出来なかった。

(6)安全対策

上記のインシデント発生に対し、当社では以下の安全対策および再発防止対策を実施いたしました。

①安全対策

- ・他駅の発条転てつ器の転てつ棒を、すべて交換いたしました。
- ・桜水駅構内の電動転てつ器及び手動転てつ器を分解検査し、転てつ棒に異常がないことを確認いたしました。

②再発防止対策

- ・転てつ機の定期検査において、転てつ棒の点検方法を「目視検査」から「2年ごとの分解検査」に変更しました。

(7)輸送障害（30分以上の遅延や運休の発生）

令和2年度の輸送障害発生状況は下表のとおりです。

項目	件数	輸送障害の概要
踏切支障	2件	R2.1.27 トラックが五郎兵衛踏切内で脱輪し立ち往生。上下2本運休。 R2.8.26 県道での車どうしの接触事故により軽乗用車が明神脇踏切内に突入し線路を支障。上下7本運休。
水害	1件	R元.10.12 台風19号による大雨の影響により沿線各所で線路冠水が発生。18時以降の全列車22本が運休。
風害	1件	R2.5.30 小川橋で風速25m/sを超えたため運行を見合わせた。上下2本運休。

ご利用のお客様にはご迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。

(8)行政指導等

- ①令和2年度は、国土交通省からの行政指導はありませんでした。
- ②国土交通省 安全マネジメント制度に基づき、令和2年8月20日、福島交通本社監査室による「内部監査」を受けております。
- ③鉄道事業法の規定に基づき、令和2年9月8日～9日に、国土交通省東北運輸局鉄道部による「保安監査」を受けております。

4. 安全重点施策の内容と進捗状況

(1)安全重点施策

- ①コミュニケーション強化と情報の共有
経営会議、安全会議、乗務員集合教育を開催して情報共有に努め、全社員に安全最優先・法令遵守の考え方を浸透させます。
- ②教育訓練の実施
非常事態訓練、代用閉そく訓練、車両故障時取扱講習を実施し、万一のトラブルにも十分に対応できる態勢を作ります。
- ③事故防止対策の徹底
事故の芽となるヒヤリハット情報を基に、各種事故防止対策を推進します。
- ④施設の点検・整備
レールの重軌条化、コンクリート枕木化、踏切保安設備更新等を実施し、施設の安全性・信頼性を向上させ安定した鉄道輸送を確保します。
- ⑤内部監査の実施
国土交通省 安全マネジメント制度に基づき、福島交通本社監査室による内部監査を実施します。

(2)安全重点施策の進捗状況

区 分	項 目	内 容
教育訓練の実施	非常事態実地訓練	実車による非常ブレーキ手配、乗客の避難・誘導訓練
	代用閉そく実地訓練	信号故障時の運転取扱い訓練
	乗務員集合教育	事故事例の分析、防止対策
	外部講習・合同訓練	東北鉄道協会等の外部講習、合同訓練への参加



乗務員集合教育



非常事態実地訓練(列車防護の方法)



代用閉そく実地訓練(指導票の発行)



非常事態実地訓練(避難はしごの使用方)

区 分	項 目	内 容
施設の点検・整備	踏切設備の更新	沿線各所の踏切設備を更新
	レールの重軌条化	レールを 40N から 50N に交換
コミュニケーション 及び情報の共有	経営会議	毎週 1 回本社で各部管理職による 会議を開催
	安全会議	毎月 1 回鉄道本社と現場長による 会議を開催
	鉄道部会	鉄道係員全員出席の会議を開催
	運輸課会議	毎月 1 回、運輸課の現場代表者による 会議を開催
	技術課会議	毎月 1 回、技術課係員全員出席の 会議を開催



踏切保安装置更新工事(西坂下・花水坂踏切)



重軌条化工事(医王寺前～花水坂間)

(3)その他の安全施策

- ①「年末年始の輸送等に関する安全総点検」を実施しております。
- ②「春の全国交通安全運動」に参加しております。
- ③「夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動」に参加しております。
- ④「秋の全国交通安全運動」に参加しております。

(4)令和3年度 運輸安全マネジメントの取組み

①令和3年度の安全方針

私たちは、自動車・鉄道事業における輸送の安全を確保するため、以下のとおり全社員が一丸となって取り組んでまいります。

安全方針

安全最優先と法令順守

私たちは、“安全はすべてに優先する”の理念のもと、法令を守り『公共交通回帰』を目指します。

福島交通株式会社
代表取締役社長 **武藤 泰典**

②令和3年度の安全目標

鉄道部では、次の安全目標を掲げ目標達成に向け取り組みます。

項 目	安 全 目 標
列車事故（衝突・脱線・火災）	乗客の死傷を伴う事故を発生させない。
人身障害事故	触車事故・車内事故を発生させない。
踏切障害事故	事故防止対策を徹底し、事故を発生させない。

③令和3年度の安全重点施策

鉄道部では、具体的に以下の安全重点施策を実施します。

○コミュニケーション強化と情報の共有

経営会議、安全会議、乗務員集合教育等、各種会議体を開催して情報共有に努め、全社員に安全最優先・法令遵守の考え方を浸透させます。

○教育訓練の実施

非常事態実地訓練、代用閉そく実地訓練、車両故障時取扱講習を実施し、トラブル発生時にも安全に対応できる態勢を作ります。

○事故防止対策の徹底

事故の芽となるヒヤリハット情報を基に、各種事故防止対策を推進します。

○施設の点検・整備

レールの重軌条化、コンクリート枕木化、踏切保安設備更新等を実施し、施設の安全性・信頼性を向上させ安定した輸送を確保します。

○内部監査の実施

国土交通省 安全マネジメント制度に基づき、福島交通本社監査室による内部監査を実施します。

5. 安全管理体制・方法

(1)安全管理体制

当社では、社長をトップとする安全管理組織を構築し運用しています。

この組織の中で、「安全統括管理者」、「運転管理者」、「施設・車両管理者」、「乗務員指導管理者」がそれぞれの責務を明確に定めた上で、安全確保のための役割を担っています。

○社 長

輸送の安全確保に関する最終的な責任を負う。

○安全統括管理者（鉄道部長）

輸送の安全確保に関する業務を統括する。

○運転管理者（運輸課長）

安全統括管理者の指揮の下、運転に関する事項を統括する。

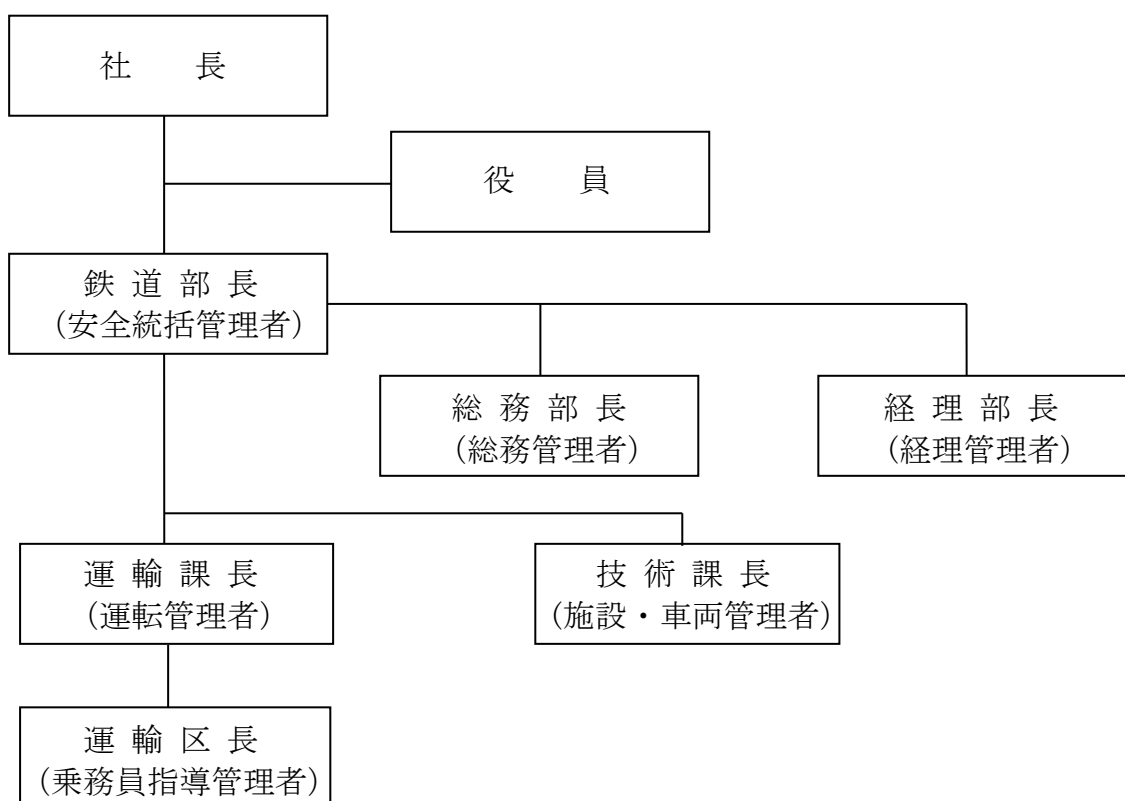
○施設・車両管理者（技術課長）

安全統括管理者の指揮の下、施設及び車両に関する事項を統括する。

○乗務員指導管理者（運輸区長）

運転管理者の指揮の下、乗務員の資質の保持に関する事項を管理する。

(2)安全管理体制組織図



(3)安全管理方法

①安全会議

本社、現場長、組合役員が参加する安全会議を毎月1回開催しています。
安全に関する事故の芽（ヒヤリハット情報）や、対策について情報共有と意見交換を行ない事故防止対策に反映させています。

②ヒヤリハット情報報告制度

現場でのヒヤリハットの体験を報告書に記載し、提出する制度を採用しています。報告書の情報は、安全会議に諮られ事故防止対策が決定されます。

③緊急時の体制

鉄道運転事故及び自然災害等異常時に備え、緊急時の体制を整備しています。

④トップによる現場巡回

社長をはじめとして、管理者が定期的に現場を巡回し、係員とのコミュニケーションを通じて、安全管理の状況を確認します。

⑤飲酒防止対策、健康管理

当社では、全乗務員の接見点呼時にアルコール検知器による酒気の有無の測定を実施し、酒気の無いことを確認し乗務させております。

また定期的な血圧測定、運転士には SAS(睡眠時無呼吸症候群)の検査を実施し、心身状態の異常の有無を確認・管理し勤務させています。

⑥安全設備

当社では、交換駅、終端駅にATS（自動列車停止装置）を設置しております。また、風速計を設置しており、一定以上の風速となった場合は速やかに列車の速度制限や運転見合わせを行ないます。



ATS（自動列車停止装置）



風速監視装置（桜水運転指令室）

6. ご利用のお客さま・沿線の皆さまへのお願い

(1) テロ対策へのご協力のお願い

当社では、テロ対策として、列車内・駅構内・沿線の巡回を実施しています。
不審物を見かけたら絶対に触れず、鉄道係員・警察にお知らせ下さい。

(2) 踏切事故防止のお願い

踏切の無理な横断は事故につながります。手前で必ず一旦停止の上、左右を確認してから通過して下さい。

(3) 車内事故防止のお願い

列車は事故防止のため、急ブレーキをかける場合があります。お立ちのお客様は、必ずつり革や握り棒におつかまり下さい。
また、車両のドアが開くときに、お客様の手やお荷物などがドアと戸袋の間に引き込まれることがありますので、十分にご注意下さい。

(4) ホーム上での事故防止のお願い

ホーム上で歩きながらのスマートフォン・携帯電話の操作は、線路への転落の恐れがあり大変危険ですのでお止め下さい。
またホームや車内に目の不自由なお客様を見かけましたら、お声掛けや見守り等、線路への転落事故防止にご協力をお願いいたします。

(5) 列車の安全運行へのご協力のお願い

線路など鉄道敷地内への無断立ち入り、線路への置き石、緊急時以外の踏切押しボタンの使用などは犯罪行為です。絶対におやめください。

(6) こども110番の駅について

当社では、沿線の有人駅を「こども110番の駅」として、地域の子供たちを守り安心して暮らせる地域づくりに努めております。

7. ご意見やご要望について

当社では、ご利用の皆さまや沿線の皆さまからのご意見ご要望を鉄道事業に反映させて参りたいと考えております。

安全報告書へのご意見、当社の安全への取組みについてのご意見、またはご要望等がございましたら、郵便・電話・FAX・メール等でお知らせ下さいますようお願い致します。

当社への連絡先

「福島交通株式会社 お客様相談室」

郵便番号 960-8132

福島市東浜町7番8号 福島交通 お客様相談室 行き

TEL 0120-13-2950 (フリーダイヤル)

FAX 024-531-6683

メール fkf@fukushima-koutu.co.jp

URL <http://ii-den.jp> (福島交通飯坂線 HP)